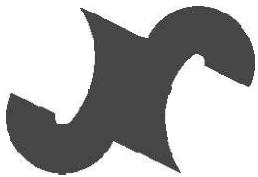


経済政策に係わる要望



令和5年7月20日

九州商工会議所連合会

経済政策に係わる要望

わが国経済は、本年5月の新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴い、社会経済活動が正常化しつつある。しかし、昨年来、エネルギー・原材料価格の上昇や円安など複合的要因による物価高や人手不足の深刻化などにより、多くの中小企業がいまだ厳しい経営環境に晒されている。物価高については、取引上の立場が弱い中小企業の多くで、コスト増加分を適正に価格に転嫁することができず、収益が大きく圧迫されている。また、一部の労働集約型産業では、人手不足を背景に回復する需要に対応できない供給不足が発生するなど、コロナ禍からの回復の足かせとなっている。さらには、賃上げや本格化するコロナ関連特別融資の返済にも対応を迫られる中、労働分配率が約8割と高水準にある中小企業にとって、危機的な状況が続いている。

一方で、急速な経営環境の変化に対応し、将来的な成長を目指してデジタル化・DXや事業の再構築、新商品・サービスの開発などに前向きに取り組み、自ら困難を乗り越えようと挑戦する事業者も存在する。地域経済の成長のためには、中小企業・小規模事業者がデジタル化やDX等により生産性向上を図り、付加価値を高めて成長の原資を獲得することが必要である。そのためにも、日本の全企業数の99.7%、雇用の約7割を占める中小企業・小規模事業者が自己変革力を最大限発揮できる環境整備を図らなければならない。あわせて、コロナ禍からの脱却や足元の資金繩りなどに苦慮する事業者に対しては、生き残りを支えるため、息の長いきめ細かな支援が求められる。

また、これまで九州一丸となって戦略的に進めてきた観光産業の復活に向け、九州独自の自然・歴史・文化や伝統産業などを活かした地域の魅力向上を図るとともに、観光関連事業者の経営力強化や業績回復が重要である。

さらに、激甚化する自然災害や地震の発生に備え、真に必要な社会資本の迅速かつ着実な整備を実行し、災害に強い持続可能な地域社会づくりが急務である。

商工会議所は、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の支援機関として、これまでに培った支援ノウハウや商工会議所間のネットワークを活かし、引き続き事業者の成長の後押しと地域経済の活性化を強力に推し進める。

かかる観点から、九州・沖縄78商工会議所で構成する九州商工会議所連合会は、以下の事項の実現を強く要望する。

I. 環境変化に対応する中小企業等への支援施策の拡充

1. 中小企業の取引適正化、自発的賃上げに向けた環境整備

(1) エネルギー・原材料価格高騰による事業者への影響を抑える支援策の実施

(経済産業省・国土交通省・内閣府)

経済活動再開に伴う需要増や、昨年からのエネルギー・原材料価格の高騰、円安などにより、中小企業のコスト負担が幅広い業種で増加している。このような状況を受け、国は「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」等により対策を講じられているが、これ以上価格高騰が長期化すれば、中小企業ひいては国民生活への影響は一層大きなものになりかねない。

- ・中小企業への影響が最小限にとどまるよう、環境変化に応じた機動的かつ息の長い支援策を確実に実施されたい。

(2) 円滑な価格転嫁に向けた支援策の拡充

(経済産業省・内閣府)

エネルギー・原材料価格の高騰や円安基調などさまざまな要因により、中小企業はコスト増に直面し、企業収益の圧迫や消費低迷といった新たな危機に直面している。しかし、中小企業はこれらのコスト上昇分を転嫁することが難しく、利益が大きく圧迫され経営に多大な影響を受けている。このような中、中小企業と大企業の共存共栄による円滑な価格転嫁と取引適正化を目指す「パートナーシップ構築宣言」の普及・拡大など官民一体となった取り組みが進んでいるが、立場の弱い中小企業・小規模事業者はいまだ価格転嫁が困難な実態にある。

- ・企業間の適切な価格での取引実現に向け、「パートナーシップ構築宣言」のさらなる普及・拡大の推進と、その実効性を高めるため宣言企業への税や補助金等のインセンティブ拡大を講じられたい。
- ・消費税転嫁対策特別措置法に基づき、価格転嫁拒否取り締まりの推進継続、価格転嫁に資する経営力強化（資金繰り、コスト見直し、価格戦略等）に関する支援の充実及び消費者の需要喚起のための対策を講じられたい。
- ・下請法の一層の厳格な運用、「価格交渉促進月間」等の継続や実態把握や取引適正化対策の徹底・監視強化による実効性の確保を図られたい。
- ・人手不足による人件費の上昇に加え、物価高に伴う価格転嫁に対する消費者の理解浸透・啓発に係る支援をお願いしたい。

(3) 最低賃金制度の在り方の抜本的見直し

(厚生労働省)

昨年は2年連続で過去最大級の引き上げが行われ、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える大幅な引き上げが続いている。最低賃金の引き上げは、経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者の事業や雇用に多大な影響を及ぼしかねない。

- ・昨年度の中央最低賃金審議会では、公労使が三要素（生計費、賃金及び支払能力）に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られた。こうした取組みが継承され、中央・地方においてデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われ

ることを強く求める。

- 大幅な引き上げありきではなく、地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで地域の実情に応じた審議を行うことができるよう、国及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度を含めた最低賃金制度の在り方を抜本的に見直していただきたい。

2. 中小企業の労働力確保、生産性向上に対する支援

(1) 「2024年問題」に対応するための取組みの推進【新規】 (経済産業省・国土交通省)

昨年12月公表の「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」の業種別集計において、「トラック運送」業は、発注側企業から価格転嫁に最も応じてもらえない業種として挙げられた。トラック運送業界は、国内貨物輸送の9割以上を担っており国民の暮らしと地域経済を守るためにライフルインとして国内物流の中心的な役割を果たしているが、深刻な「運転手不足」と「働き方改革への対応」という大きな課題に直面している。このままでは、年々加速する物流需要に対応できなくなる「物流クライシス」になりかねない。特に、トラックドライバーの時間外労働の上限規制が適用される、いわゆる「物流の2024年問題」は、10兆円を超える規模の経済損失になるとも試算されており、物流の停滞が経済全体の成長を制約しかねず、さらには消費者の暮らしにも悪影響を及ぼすことも懸念されている。燃料価格の高騰や賃上げへの対応が、物流事業者の収益を圧迫し企業経営に大きな影響を及ぼす中、物流業界は、経営基盤がぜい弱な中小事業者が多数を占めており、このような状況が長期化すれば、安定的な輸送力を確保できなくなることが懸念される。

- 業務用トラックを有する事業者への支援措置として、軽油取引税の負担軽減及び輸送に不可欠な高速道路の利用料無償化をお願いしたい。
- 物流事業者が行う価格転嫁や労働環境改善の交渉を後押しするためにも、原油高や人件費アップに伴うトラック輸送運賃の価格転嫁について一般消費者を含め社会全体での理解促進・啓発をお願いしたい。
- 物流事業者が取り組む人材確保やドライバーの待遇改善、省人化支援（物流倉庫の整備・高度化、デジタル化・DXの促進等）に対する支援措置を講じられたい。
- 荷主企業も含めた物流効率化の取組み促進・機運醸成を積極的に図られたい。

(2) 半導体関連企業の集積に伴う専門人材確保・育成等への支援 (経済産業省)

世界的な半導体不足の中、九州では台湾積体電路製造（TSMC）の熊本県進出をはじめ、半導体関連企業の設備投資が活発になっており、専門人材の確保・育成が大きな課題となっている。一方で、その経済効果は半導体関連企業だけでなく、九州全域への波及が期待されている。

- 九州がシリコンアイランドとして発展し、ひいては国の経済安全保障の一翼を担う観点からも、先端技術に通じた専門人材の確保・育成や半導体関連企業との取引拡大に資する支援措置を講じられたい。

(3) デジタル化・D X対応への支援策の拡充

(経済産業省)

令和5年10月から導入が予定されているインボイス制度では、適格請求書発行事業者(登録事業者)の登録をしていない事業者は、取引から排除される可能性が高いため、特に免税事業者が多い小規模事業者には、制度の十分な周知が求められる。令和5年度税制改正においては、インボイス制度に関しては登録申請期限の延長はじめ負担軽減策が講じられ、電子帳簿保存法についても要件緩和がなされるなど中小企業・小規模事業者への配慮がなされた。

- 当該事業者への指導・助言をはじめ、制度導入にかかる負担軽減措置や電子帳簿保存法における電子取引のデータ保存に関する要件緩和策について積極的に広報に取り組まれたい。あわせて、制度導入にあわせてデジタル化を推進しようとする事業者に対し、手厚い支援を検討されたい。
- 中小企業が人手不足を克服するには、従来よりも少ない人員でより高い付加価値を生み出すことができる産業を目指し、デジタル化・D Xによる労働生産性の向上が求められる。デジタル化・D Xを通じて業務の効率化と労働生産性の引き上げを図り、労働環境の改善や賃上げを実現していくための支援措置を検討いただきたい。
- 中小企業・小規模事業者がデジタルを活用することで持続的成長が可能になるようI T活用・導入補助金等の支援策の継続・拡充を図られたい。
- 中小企業・小規模事業者におけるデジタル活用・導入に際して、適切な情報提供のほか人材育成、専門家派遣等の支援を一層強力に推進されたい。
- デジタル化の加速に伴い、情報漏えいやサイバー攻撃の脅威等のリスクが増大している。近年、企業を標的としたサイバー攻撃は急増しており、またその手法も巧妙化・高度化しているが、中小企業においては情報セキュリティ対策が手薄なままである。中小企業へのサイバー攻撃の影響は大企業にも被害が波及するなど、サプライチェーン全体に影響を及ぼしかねないため、中小企業におけるサイバーセキュリティの強化、またサプライチェーン全体でのセキュリティを確保するための支援をお願いしたい。

(4) 地域中小企業の人材確保・育成への支援策の拡充【新規】 (厚生労働省・内閣府)

地域経済の活動の中核を担う中小企業では、人手不足が深刻化しており、人材確保や人材育成が大きな課題となっている。

- 人材確保に向けたマッチング支援及び社内人材のリスクリング・教育訓練に関する助成制度等の支援を強化されたい。
- 各地商工会議所では、地域の中小企業を対象とする合同会社説明会や採用支援事業を実施している。自治体による合同会社説明会に対する支援拡充とともに、商工会議所や民間企業が実施する合同会社説明会などに中小企業が出展する際の助成拡充を図られたい。

(5) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた取組み【新規】(厚生労働省)

コロナ禍の3年間、度重なる人流抑制により需要が激減し、相当数の観光関連産業の就労者数は減少した。さらに、G o T o トラベルに代表される全国規模の需要喚起策の

唐突な開始や停止が繰り返されたこと、煩雑な事務手続きの作業量の増加により、現場は多忙を極め、観光関連産業からの離職に拍車がかかった。現在、全国旅行支援が延長されたこともあり、観光地は賑わいを取り戻しているが、コロナ禍による離職者の増加に加え、休日・休暇の少なさや賃金水準の低さなどを背景とした従来からの慢性的な人手不足により、観光施設やホテルなどでは一部サービスを制限し営業している事業者も多い。

- ・観光関連産業の労働力確保のための助成制度の創設など政策面も含めて支援を検討いただきたい。

(6) 多様な人材が活躍できる環境の整備 (経済産業省・厚生労働省・法務省)

地方では、少子高齢化を背景とした生産年齢人口減少や都市部への人口流出等により人手不足が深刻化している。特に、九州においては半導体関連産業の拠点化を目指す動きが活発化し、今後、人材不足のさらなる加速化が懸念される。人材不足の解消には、女性や高齢者、障がい者等多様な人材と中小企業とのマッチング支援及び就労環境の整備が必要である。

- ・待機児童解消等の施策を着実な実施とともに、働きやすい職場環境整備に取り組む企業へのインセンティブ付与等支援措置を講じられたい。
- ・希望する就業を阻害する 103 万円、130 万円の壁に関する、税・社会保障制度の是正を図られたい。
- ・外国人材については、現在、技能実習・特定技能制度の見直しがなされているが、外国人の就労が日本の津々浦々まで行き渡るよう政策面も含めて特段の配慮をお願いしたい。また地方企業においては、外国人労働者を初めて雇用する企業も多く、受け入れに対し不安を抱えていることから、特に住環境の整備の他、外国人雇用に際して必要となる対策の周知や助言といった相談機能の強化・拡充を講じられたい。
- ・地域における多文化共生や国際化の進展を図る方策として、外国人労働者の地域社会との交流促進が望まれている。こうした取組みは、インバウンドの対応、強化にも繋がるところであり、人材交流や社会活動に対しても支援を拡大されたい。さらに外国人留学生が引き続き日本で就労できるよう、在留資格制度の見直しや中小企業とのマッチング等、採用・定着にかかる施策を促進されたい。
- ・コロナ禍やデジタル化の進展を契機に、人材の大都市圏から地方への分散（リビングシフト）が進んでいる。については、都市部にU I J ターン推進のための窓口を創設する等、地方への移住・定住を促進させる支援策を強化されたい。

(7) 健康経営の推進 (経済産業省)

従業員の高齢化や深刻な人手不足等を背景として、従業員の健康管理や健康増進の取組を「投資」と捉え、経営的な視点で考えて戦略的に取り組む「健康経営」の推進が重要になっている。健康経営の実践により、従業員の活力向上や生産性の向上、さらには企業イメージの向上による就職希望者の増加など、様々な効果が期待されていることから、中小企業・小規模企業者の取組みに対し一層の支援をお願いしたい。

3. 中小企業の自己変革や新たな挑戦を後押しする支援策の拡充

(1) 新製品・サービス開発及び新たな販路獲得に向けた支援策の拡充 (経済産業省)

新分野への進出や新製品・サービスの開発、海外展開等の取組みは、中小企業を価格競争から脱却させるだけでなく、革新的な技術やイノベーションの端緒となり、わが国の産業力の底上げに寄与するものである。

- ・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」及び「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」をはじめとした新分野進出や新製品・サービス開発に係る助成制度・金融支援の拡充、成長分野への進出やイノベーションの妨げとなる規制・制度の改革を図られたい。
- ・「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者の販路開拓・拡大や持続的な経営改善支援策として極めて有用であることから、補助金の上限額の引き上げ及び補助対象経費の遡及適用等の予算措置及び販路開拓等を支援する施策の継続・拡充を図られたい。また今日の事業組織形態の多様化に鑑み、一般社団法人等まで補助対象者の拡大を図られたい。
- ・インターネット通販サイトを通じた国際的な電子商取引（越境EC）の活用推進に向けた助成制度の創設とともに、中小企業の輸出促進に向け海外企業とのオンライン商談やWebサイトの多言語対応等の環境整備や設備導入のための支援を強化されたい。
- ・広域経済連携協定による貿易手続きの統一化・簡素化、投資ルールの透明性・明確性の確保は、これまで海外展開に二の足を踏んでいた中小企業が海外市場を開拓していく上での後押しになることから、中小企業の活用促進に向けた啓発活動を推進されたい。

(2) 業態転換を後押しする支援策の継続・拡充

(経済産業省)

経営環境の変化に対応していくために、中小企業・小規模事業者は、積極的にビジネスモデルの変革に取り組む必要がある。

- ・業態転換やビジネスモデルの変革といった事業再構築に挑戦する事業者を対象とした事業再構築補助金の活用促進に向けた周知の強化をお願いしたい。
- ・本補助金は補助対象要件や対象経費が複雑で、補助金額が3,000万円を超える場合は認定支援機関と金融機関の両方の確認が必要など事業者の負担がかかることから、手続きや要件の簡素化をお願いしたい。なお、採択事業者の資金繰り安定化のためにも、補助金は速やかに入金されたい。

(3) 事業承継・事業引継ぎのさらなる機能強化

(経済産業省・財務省)

経営者の高齢化により中小企業が経営交代期を迎える「大事業承継時代」が進行する中、「価値ある事業」を次代に円滑につなぐ準備が整わないまま、コロナ禍を機に後継者不在事業者の倒産・廃業が増加している。雇用や技術、優れたノウハウを継承し産業と地域の活力を維持するためにも、さらなる円滑な事業承継・事業引継ぎへの対応が不可欠である。

- ・事業承継・事業引継ぎに対する早期対策の重要性への気付きと計画的な承継準備の促進ならびに具体的課題への支援のため、事業承継補助金の継続とともに、事業承継・

引継ぎ支援センター等の支援体制の継続・拡充・高度化を図られたい。

- 平成30年度税制改正で抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、利用した中小企業の円滑な事業承継に大きく寄与しており、今後も事業承継を永続的かつ強力に進めるために、2027年12月の期限到来後の恒久化（一般措置と特例措置の恒久化を含む）を図られたい。
- 特例事業承継税制の活用促進に向けた特例承継計画の提出期限（2024年3月）のさらなる延長等事業承継に係る一層の要件緩和、M&Aを後押しする経営資源集約化税制の周知徹底、活用促進を図られたい。
- あわせて、中小企業経営者はじめ支援機関、金融機関に対し、事業承継時に焦点をあてた『経営者保証に関するガイドライン』の周知徹底を図られたい。

（4）新たな経済の担い手の育成

（経済産業省）

コロナ禍により倒産・廃業が増加している中、創業・ベンチャー支援やフリーランスへの支援は、地域の新たな経済の担い手育成として強化・拡充が必要である。しかし、創業希望者の課題は、専門知識やノウハウの習得、資金調達、販路開拓、人材確保等多岐にわたっていることから、手厚い指導・支援が必要である。

- 商工会議所を拠点とした、創業スクールの開催、マーケティングや事業計画作成等に係る専門家派遣、創業資金の斡旋及び新たな補助金の創設等、創業準備段階から事業が軌道に乗るまで段階に応じたきめ細かな支援を安定的に継続して講じられたい。
- 創業時の行政手続きの手間を減らし、商品・サービス開発や販路開拓等の本業に専念できるよう、創業時に必要な各種手続きのワンストップ化を図られたい。また、創業間もない中小法人の経営基盤を強化し、拡大・発展を後押しするため、創業後5年間に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を図られたい。
- わが国の創業をやすには、創業希望者をやす取組みが重要であるため、創業することを将来の職業選択の一つとして考えられるようにするための、初等教育段階からの起業家教育や起業マインド醸成に取り組まれたい。

（5）グリーン成長戦略の中小企業への波及推進及び支援強化

（経済産業省）

諸外国で地球温暖化、環境問題への対応が成長の機会として捉えられている中、わが国においても、国際競争力を高める政策として国主導のもと、官民が一体となり地球温暖化対策に取り組まなければならない。国においては、2050年カーボンニュートラルを宣言、その実行の道筋としてグリーン成長戦略を策定されたところである。現在、大企業を中心にSDGsの観点も踏まえた取組みが進んでいるが、多くの中小企業においては、本戦略の取組みの重要性、必要性の認識が不十分であり、取り組みが進んでいない状況である。しかし、グリーン成長戦略の推進は、エネルギー関連産業のみならず、住宅・建築産業や資源循環関連産業などあらゆる分野の中小企業・小規模事業者まで波及すると考えられる。

- 中小企業等が積極的に取組みを推進できるよう、脱炭素化効果の高い設備導入にかかる補助金制度や税制の優遇措置等の負担軽減措置の支援をお願いしたい。また、技術

開発に取り組む事業者への資金や技術面での支援をお願いしたい。

- ・国による支援策の分かりやすい周知・広報をお願いしたい。あわせて、商工会議所が実施する各支援策や制度の普及に資する事業への支援をお願いしたい。

4. 中小企業・小規模事業者の基盤強化・事業環境整備

(1) コロナ禍の影響を受けた企業に対する継続的な支援 (経済産業省・金融庁)

長期化したコロナ禍により打撃を受けた中小企業等への円滑かつ安定的な資金供給の維持が引き続き必要である。

- ・小規模事業者の経営改善を資金面から支えるマル経融資（小規模事業者経営改善資金）は、小規模事業者の多様な事業展開を支える上で重要性を増している。については、「新型コロナウイルス対策マル経融資」の9月末以降の継続・拡充を含む、融資金額・融資期間・据置期間の拡充措置の恒久化や従業員基準の緩和など事業者ニーズの多様化等、さまざまな資金調達に対応するための制度拡充を図られたい。
- ・コロナ関連特別融資については、据置期間が終了して返済が本格化する中で、売上が十分に回復できていない事業者に対しては、事業継続を支援するため、さらなる据置期間の延長や返済猶予といった既往債務の条件変更など事業者の実情に応じた柔軟な対応をお願いしたい。
- ・金融機関への金融円滑化の指導徹底、相談体制の強化をお願いしたい。

(2) 中小・中堅企業等の財務基盤強化や雇用維持に資する税制措置 (財務省)

新型コロナウイルス感染症の影響で多くの中小企業が疲弊した中、中堅・中小企業等の事業継続・雇用維持を支えるため、財政基盤の強化に資する税制措置が必要である。

- ・資金繰りの改善や自己資本の充実等財務基盤を促すため、中小企業者の法人税の軽減税率（15%）の確実な延長、恒久化ならびに欠損金の繰越控除の拡充や欠損金の繰戻還付期間の拡充を図られたい。
- ・納税猶予にかかる延滞税の免除に加え、休業や営業自粛等により赤字の状況であっても負担が生じる固定資産税や社会保険料については、減免など負担軽減措置をお願いしたい。特に軽減措置の対象外となる、中小企業に該当しない地域経済の中核を担う中堅企業についても、固定資産税軽減措置の適用範囲の拡大をお願いしたい。
- ・所得拡大促進税制の延長と総額要件の廃止等要件緩和とともに、テレワーク等促進の観点から、少額減価償却資産特例の拡充を図られたい。
- ・法人税率引き下げの代替財源として法人事業税の外形標準課税を中小企業へ拡大することは、雇用や賃金の抑制につながるもので断固反対である。また、事業所税についても、中小企業と地域経済の成長を阻害するもので廃止すべきである。

(3) 小規模な商業施設等の耐震・老朽化対策の推進 (経済産業省・国土交通省)

安全性の確保から、不特定多数の方や避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものに対し、改正耐震改修促進法への対応が義務化され、必要な診断・改

修に対する補助制度が整備されているが、小規模な商業施設やオフィスにとっても、耐震・老朽化対策は喫緊の課題となっている。

- ・安全性の面だけでなく、中小企業が事業を継続し、地域経済を支えていくうえで、営業拠点は重要なことから、耐震・老朽化対策に必要な改修等に対し、補助制度を整備されたい。

5. 小規模事業者に対する支援体制の抜本的強化

(1) 商工会議所等を中心とした支援体制の整備

(経済産業省)

「小規模支援法」において、商工会議所等が中核となって、市町村と共同で計画する「経営発達支援計画」及び「事業継続力強化支援計画」に基づき、小規模事業者の支援を行うことが明記されている。商工会議所等による巡回を中心とした経営指導は、経営実態に通じる経営指導員が、専門家や国・行政等支援策の活用等全体のコーディネートを図りながら、小規模事業者の事業継続や経営力向上を支援している。また、地域活性化につながる面的支援も行い、その果たすべき役割と事業者からの期待は一段と大きくなっている。また、近年頻発する大規模な自然災害発生時には、商工会議所等が被災中小事業者への支援を迅速に展開し、災害時のセーフティネットとしての機能も果たしている。

今般のコロナ禍において、商工会議所は国の持続化給付金・事業復活支援金をはじめ地方自治体の各種支援策の相談・申請窓口として地域事業者からワンストップであらゆる相談に応じた。しかしながらコロナ感染症の長期化によるダメージが大きい企業が多く、昨今の物価高騰などもあり企業を取り巻く経営環境は厳しさが続いている。このような中、企業はデジタル活用、人材不足、事業承継等本質的かつ構造的な課題への迅速な対応を求められており、支援機関である商工会議所の支援体制の強化（恒常的な経営指導員等のマンパワー不足の解消・支援体制の整備）が必要である。

- ・経営改善普及事業予算の十分かつ安定的な確保に加え、「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営計画策定や販路開拓支援事業及び災害対策、B C P策定に対する継続的な支援とこれらの実施にあたり事業者をサポートする商工会議所の組織・機能強化に対する特段の配慮を講じられたい。

(2) 中小企業支援の拠点である商工会館の老朽化等に対する助成金支援 (経済産業省)

近年、九州でも多くの大規模自然災害が発生しているが、被災事業者の支援において、被災事業者訪問や特別相談窓口の設置による相談対応等、商工会議所の果たした役割は大きなものであったが、その活動拠点となる商工会館等の施設が使用できたからこそ、その役割を十分に果たすことができた。

- ・商工業者の支援拠点として、平時はもちろんのこと、災害発生時にも重要な役割を担う商工会館等について、その機能を最大限発揮するために、施設の老朽化等に伴う修繕・移転等に必要な費用に対し助成されたい。

(3) 大規模小売店舗等の商工団体加入等地域貢献に対する指導・支援 (経済産業省)

大規模小売店舗や県外小売事業者等は地域商工業者としての意識が薄く、商工団体への入会協力が得られない状況である。

- 大規模小売店舗等に対する、まちづくり活動参加や商工団体加入等地域貢献に対する指導・支援を強力に推進されたい。

II. 観光産業の振興

1. 九州の基幹産業の1つである観光産業の復活に向けた環境整備

(1) 新たな需要獲得のための基盤強化・環境整備

(国土交通省・観光庁)

①観光を支える交通基盤の強化

新型コロナウイルスの感染拡大により、地方空港では国内外の発着便が激減し、経営に壊滅的な影響を受けている。九州全体の観光活性化を推進するためにも、九州内の複数の空港とその間を結ぶ鉄道等が広域で連携して観光客を誘致・回遊させることが重要である。

- 九州は多くの離島を抱え、首都圏や関西圏から地理的にも離れており、観光振興を図るうえで、航空路線の充実・地方空港の維持は必須であるため、国や自治体からの支援が不可欠である。航空会社（コミューター航空会社を含む）への直接支援、着陸料の軽減も含めた様々な支援を図られたい。
- コロナ禍の影響により減便となつた新幹線や鉄道について、鉄道事業者が速やかに便数を回復するよう働きかけをお願いしたい。また、収益の上がらない路線に関して、鉄道事業者が安易に廃止しないよう国からも要請していただきたい。
- 地域において観光振興を図るには、観光資源へのアクセスの改善や周辺地域との連携が不可欠である。空港や主要駅等、周辺地域への二次交通の拠点整備ならびに、事業者や自治体が二次交通の充実に向けた取組みを行う際に支援されたい。
- このほか、多様な観光ニーズ及び新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応の観点からも、旅行者・地域双方の移動ニーズに対応するMaaSのさらなる普及促進、地域公共交通の連携推進への支援の拡充を図られたい。

②旅行先の分散及び地方の交流人口増加のための支援充実

(国土交通省・観光庁)

- 観光を地方創生につなげていくためには、一部の都市に集中している旅行者を全国各地に分散・拡大していくことが必要である。引き続き、近隣からの域内観光の推進を通じた地方の観光産業への支援を充実されたい。
- 域内観光の効果を地域全体に波及させるためにも、各地固有の歴史・文化遺産など地域資源の磨き上げや、新たな特産品・観光商品の開発への支援を充実されたい。
- ユネスコ世界自然遺産に登録された屋久島、奄美大島をはじめ、九州には魅力的な離島が数多く存在している。九州の強みでもある離島観光について、九州一体となった取組みを推進できるよう「広域観光周遊ルート」の追加募集を実施されたい。また、国内外への積極的なPRを推進されたい。

③ワーケーション、ブレジャー等、新たな需要の取り込み促進の支援

(国土交通省・観光庁)

新型コロナウイルスの感染拡大を機に、「ワーケーション」や「ブレジャー」は、新たな旅のスタイルとして広く浸透しつつあり、地方創生の1つとして期待されている。

- このような新たな滞在需要を獲得するためのワークスペース設備やネットワーク環境整備への支援拡充をお願いしたい。
- 一時滞在者が、現地で消費する機会や地域とコミュニケーションを図ることができる仕組みづくりに対する支援をお願いしたい。
- ワーケーションやブレジャーの推進・拡充を後押しするためには、特に大企業に対して政府・地方自治体が連携して導入を働きかけることが不可欠であり、積極的な推奨をお願いしたい。

(2) 観光産業の事業継続支援の強化 (経済産業省、財務省、厚生労働省、国土交通省)

宿泊・交流をはじめとした観光産業事業者では、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、3年以上にわたり安定した収入がなく、売上が著しく減少し、極めて厳しい状態が続いたが、感染対策の広がりや旅行支援策、水際対策の緩和などから、持ち直しつつある。しかしながら、需要が増えても、観光業界では、人材の不足が顕著となり、需要分を受け入れるだけの体制が整っていない。加えて、コロナ関連の融資の返済も始まり、経営状況は一向に上向いていない。

- 事業者救済という視点から事業者への直接給付（給付金や支援金など）の新たな仕組みを検討いただきたい。
- 当面の資金繰りや設備投資等に対する財政面での強力な支援をお願いしたい。
- 各種税や社会保険料の会社負担分等は、昨年に引き続き1年の納付猶予が受けられることになっているが、本措置には延滞金が発生する仕組みとなっている。延滞金が企業経営の圧迫につながらないよう、延滞金の撤廃をお願いしたい。地方税や地方公共団体の各種利用料金の減免等については、自治体の裁量で不公平が生じないよう全国一律に減免し、減免分を地方創生臨時交付金等で補うことで間接的に事業者を救済いただきたい。
- 今後は納付の猶予を申請した複数年分の支払期限が到来するが、安定した収入が見通せない中で、一括納付は困難であることから、政府系金融機関による融資制度を創設いただくとともに、実質的に10年程度の長期的な分割納付ができる仕組みづくりをお願いしたい。
- 雇用保険料率に関して、昨年3月に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が成立したことを受け、本年4月から労働者負担分・事業者負担分は1.0/1000増えている。本保険料に関しても観光産業に対しては料率変更の猶予、納入の猶予などをご検討いただきたい。
- 平成25年の「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、旅館や店舗などの大規模建築物には耐震診断の義務付けと耐震改修の促進が決定されたことに伴い、令和5年度末までの期限で要緊急安全確認大規模建築物には補強設計や耐震改修への

1/2、1/3%補助や令和5年3月までに耐震改修を行った場合、固定資産税の2年間の半額免除などの支援が行われている。しかしながら、対象となるホテル・旅館などはコロナ禍の影響により耐震改修を行うだけの資金力が残されていないため、これらの期限を先延ばしし、当面の間支援を継続していただきたい。

(3) 人材の流出が著しい観光関連産業の労働力確保に向けた取組み【再掲】(厚生労働省)

(4) インバウンド受け入れ促進のための環境整備

(厚生労働省・国土交通省・観光庁・経済産業省)

観光は、成長戦略の柱、地方創生の切り札であり、コロナ禍で疲弊したわが国経済の回復に大きな役割を果たすものである。特に、日本は旅行先として海外からの人気が高いことから、インバウンド需要を確実に取り込むための環境を早急に整備すべきである。しかし、観光関連産業ではコロナ禍で流出した人材が戻らず人材不足が顕著となっている。

- ・観光事業者の生産性向上・デジタル化のためにも、キャッシュレス決済をはじめとしたデジタルツール導入への支援を図られたい。
- ・観光消費拡大のため、各地固有の資源を活かした特産品・観光商品の開発を促進するほか、ゴルフ場利用税や入湯税について消費税同様の外国人観光客対象の免税制度創設について検討されたい。

2. 地域への波及効果の高い観光の振興

(1) 特定複合観光施設（IR）事業の長崎県佐世保市へのIR整備区域認定の実現

(内閣官房・国土交通省・観光庁)

特定複合観光施設は、国内外の旅行客を増やす有力な観光資源である。東京・大阪等を巡るルート（ゴールデンルート）以外の特に大きな伸びしろが見込まれる地方に導入することで、豊富な観光資源を活用しながら雇用創出や交流人口拡大が図られ、地方創生につながるものである。九州では長崎県が申請中であるが、集客マグネットである九州・長崎IRが実現することで、IRの経済効果を九州全域へ波及させ、国際競争力の高い魅力ある九州全体の周遊型観光の起点となること及び地域経済の振興が期待される。

- ・地域バランスも考慮した地方都市へのIR導入、さらには長崎県・佐世保市へのIR整備について検討されたい。

(2) 地域の歴史・文化遺産の利活用の促進【新規】

(観光庁・文化庁)

九州には、歴史、文化・芸能、自然、食等、固有の地域資源が多数存在している。観光再生に向けた国内外からの観光需要の掘り起こしにあたり、地域の魅力発信が重要になってくる。特に歴史・文化などの地域資源の価値を見直し、最大限活用し情報発信していく必要がある。

- ・各地方自治体による歴史・文化等の地域資源や史跡・文化財等の遺産の次世代へ継承ならびに活用を促す施策を後押ししたい。

- ・ 文化財や特別史跡については、その保護の観点から厳しい規制が敷かれており、柔軟な利活用が困難な状況にある。国際的なM I C E の推進に向けてもユニークベニューのような取組みは有効であり、文化財保護法や都市計画法に基づく規制の緩和をお願いしたい。
- ・ 地域のまちづくり団体や観光事業者が、歴史・文化・芸能等の地域資源を観光コンテンツとして容易に活用できるよう一元的に閲覧可能なデータベースの整備をお願いしたい。

(3) 九州の文化・歴史資産の世界遺産への登録・推薦 (内閣府・文化庁・観光庁)

- ・ 国の特別史跡である宮崎県の「西都原古墳群」について、その歴史的価値から世界遺産登録に向けた機運が高まっており、世界遺産暫定一覧表に記載されたい。
- ・ 熊本県の「阿蘇」について、構成資産の文化財指定（選別）等に継続的に取り組んでおり、世界遺産暫定一覧表に記載されたい。

(4) 実効性の高い観光需要策の継続 (国土交通省・観光庁)

- ・ 観光需要喚起策「G o T o ト ラベル」事業に代わる「全国旅行支援」については、この3年間で移動抑制された国内の潜在需要が充分に存在していることから、全国を対象とした需要喚起策を数年間継続し、真の需要回復と観光事業者の救済に繋がる仕組みづくりをお願いしたい。
- ・ その他プレミアム付き旅行券、宿泊応援事業、高速道路料金等の減免等、消費者の旅行マインドを高める取組み、大都市周辺だけではなく広く地方に行き渡る仕組みづくり等についても実施を検討いただき、観光需要回復に向け、比較的早期に効果が見込まれる国内観光への手厚い支援を切にお願いしたい。

(5) 熊本地震や令和2年7月豪雨はじめとした大規模自然災害の被災地における観光回復のための継続的支援 (国土交通省・観光庁・内閣府)

近年発生した大規模自然災害で被災した地域における被災地支援に特化した需要喚起策をはじめ、社会インフラの迅速な復旧、地域経済の復興に向け、引き続き全面的な支援をお願いしたい。

III. 地方創生への取組み ~九州の資源を活用した産業の活性化等~

1. 本社機能・研究開発拠点・政府機関及び国外のサプライチェーンの地方への分散立地促進 (内閣府・各府省庁)

- ・ 東京一極集中のは正や地方創生の観点から、大都市圏に集中する企業の本社機能・研究開発拠点等の地方への立地促進について、初期投資に対する国の助成制度の創設や税制の優遇等によりさらに強力に実施されたい。
- ・ 地方に移転した企業や地方での起業に取り組む都市圏の若手起業家等が円滑に事業展開できるよう、中小企業に対する研究開発支援の強化を図られたい。

- ・地方における受入れ環境の十分な整備が図られるよう、教育機関の充実、若手起業家に対する移住定住支援制度の創設等、受け皿体制の整備に取り組まれたい。また、空き家・空店舗を活用した起業促進のための改装・改修費用にかかる地方自治体への補助制度の創設、企業立地がなされた地方自治体への交付税措置の拡充を講じられたい。
- ・政府機関の地方移転については、平成 28 年 3 月に決定した「政府関係機関移転基本方針」にもとづいて着実に実施するとともに、今後も継続して検討を進められたい。
- ・今般の感染症の拡大の影響により、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、海外向けに稼げる製品の重要部品等を中心に、企業等の生産活動の国内回帰に向けた取組みへの支援策を講じられたい。

2. 農商工連携の推進

(経済産業省・農林水産省)

- ・九州の一次産業の生産額は全国の約 2 割と大きなウェイトを占め、特に南九州はわが国の「食料供給基地」としての役割を担っており、二次産業として食品加工業も盛んである。こうした強みを活かし、地域産業のさらなる活性化につなげるためにも、各地の一次産品の高付加価値化を促す農商工連携や 6 次産業化の推進を図られたい。
- ・九州の安全で優れた産品の海外市場への販路開拓や輸出促進、そのための助成事業等、各種支援施策を拡充されるとともに、ジェトロが設置した「日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）」活動の周知を強化し、事業者の利用を促進されたい。
- ・世界に向けて日本産食材の安心・安全をアピールするためにも、農水産物の安全性を示す認証の取得（グローバル GAP や JGAP 等）は、小規模な農林水産業者にとって、かなり高いハードルとなっているため、認証取得の支援の充実を図られたい。
- ・農林水産業の生産性向上、国産木材の高付加価値化や利用拡大に向けた施策の拡充、漁港施設の整備・高度化に対する支援の強化等を含め、商工業者との連携が促進できる基盤整備を図られたい。

3. 感染症類型の 2 類相当から 5 類への引き下げ後の対応【新規】

(厚生労働省)

日本では、コロナ禍から 3 年以上経過した現在においても、国内の感染状況などにより法律に基づいた規制が行われていたが、本年 5 月 8 日からの 2 類相当から 5 類への引き下げに伴い、感染者に対する入院勧告や就業制限、外出自粛要請などがなくなった。地方経済の回復を一刻も早く目指すためには、コロナ禍前の日常に戻すことが何よりも肝要であり、今回の措置により日常生活の正常化及び経済活動の回復が十分に期待されている。

- ・5 類への引き下げを懸念する声も聞かれ、引き続き、重症患者の治療にあたる緊急医療体制をしっかりと整備し、医療現場のひつ迫を回避する対策をしていただくことは重要で、加えて、医療費や検査費用についても、経過措置として当面は公費負担を継続し、段階的に通常の保険診療に移行していただきたい。
- ・離島観光は九州の強みでもあるが、観光目的で人の往来が増え感染が広がれば、医療

資源の乏しい離島における医療体制の崩壊を招くことになる。このため、空港やフェリーターミナル等の水際対策を強化するとともに医療体制の拡充を図られたい。

IV. 地域の競争力の強化や安全安心の確保に資する社会資本整備

1. 社会資本の整備促進

(1) 産業競争力の強化及び災害時の多重性を確保するための道路インフラの整備

(※詳細は別紙1参照) (国土交通省・財務省)

高規格幹線道路は、地域連携の強化や産業の振興とともに大規模災害時におけるリダンシィの確保の上で重要なインフラであり、ミッシングリンクの解消を着実に進めるとともに暫定2車線区間の早期4車線化を見据え、交通状況や地形等の条件を踏まえた付加車線の設置を図る必要がある。あわせて、高規格幹線道路と一体となって高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路や日常生活に密着した国道等の整備も不可欠であり、早期整備を図られたい。

- 東九州自動車道

(日南東郷～油津、油津～南郷及び奈留～鹿児島県境、志布志～夏井、夏井～鹿児島県境の整備促進、苅田北九州空港～速見及び大分宮河内～日南北郷、隼人西IC～隼人東IC等暫定2車線区間の早期4車線化及び休憩設備のさらなる充実)

- 九州横断自動車道・延岡線（通称：九州中央自動車道）

(山都中島西～矢部の早期完成、矢部清和道路・蘇陽五ヶ瀬道路・五ヶ瀬高千穂道路・高千穂雲海橋道路の事業推進、清和～蘇陽間の早期事業化、平底～蔵田の計画段階評価の早期着手、九州中央自動車道とアクセス道路等の重要物流への指定)

- 南九州西回り自動車道

(水俣～出水及び阿久根～薩摩川内水引の早期完成、美山IC～伊集院ICの4車線化の整備促進)

- 西九州自動車道

(伊万里東府招～伊万里西、伊万里西～山代久原の早期整備着工、佐々～佐世保大塔の4車線化及び松浦～佐々の早期完成)

- 那覇空港自動車道（那覇市鏡水～豊見城名嘉地）の早期整備

- 沖縄自動車道・池武当地区への高速道路インターチェンジの設置

- 地域高規格道路・主要国道の整備

(2) 物流効率化を担う大型トラック・トレーラーの運行環境の整備

(国土交通省・財務省)

物流の効率化及びドライバー不足の解消を実現するために、25m級連結トラックの走行実証実験や大型トレーラーの走行に関する規制緩和が進められている。これらトラック等の運行について、ドライバーの連続運転時間に制限が設けられており、長距離を運行する場合は途中休憩を取得する必要がある。

しかし高速道路のサービスエリアやパーキングエリアの大型トラック等の駐車スペー

スは不足し、25m級トラックに対応していない箇所も多数存在する。これらの車両に対する駐車スポットについて整備・増設を行い、運行環境を整備されたい。

(3) 新幹線及び主要鉄道網等の整備（※詳細は別紙1参照）（国土交通省・財務省）

新幹線ならびに鉄道網の整備は、域内外の産業・観光等各般にわたる交流を増大し、地域の一体的な発展と振興を図るもので、早期に整備されたい。九州新幹線西九州ルートは、武雄温泉駅での乗り換えとなる暫定的な開業となっており、新幹線効果を最大化するために、全線フル規格により早期に整備されたい。その際整備費について、沿線自治体に過度な負担が生じないよう、既存の財源負担スキームの見直しも併せて検討されたい。

また、沖縄都市モノレールは運行区間が限られており、沖縄県における全県的交通の渋滞緩和や環境対策、利便性向上への対応が必要である。

- ① 九州新幹線西九州ルートの全線フル規格化による早期整備及び、沿線自治体に過度な負担が生じないよう既存の財政負担スキームの見直し
- ② 東九州新幹線の整備計画線への格上げ及び早期着工
- ③ 沖縄都市モノレールの中部等への延伸
- ④ 在来線の整備
 - ア) 日豊本線の高速・複線化
 - イ) JR佐世保線等の輸送改善（江北駅～武雄温泉駅全区間の複線化）
 - ウ) 福北ゆたか線と福岡市地下鉄の接続
 - エ) JR筑肥線の複線化促進と強風対策強化
 - ⑤ 地方路線の維持・存続

(4) 主要空港の整備（※詳細は別紙1参照）（国土交通省・財務省）

空港は、国内外との交流によって九州の潜在能力を引き出し、競争力を高めるとともに、地域に大きな経済波及効果をもたらすもので、主要空港の早期整備を図られたい。

また、とりわけコンセッション方式による民間運営の空港においては、コロナ禍での航空旅客需要の激減により経営に深刻な打撃を受けており、経営基盤の安定に向けて抜本的に再建策の構築をお願いしたい。

- ①コロナ禍で深刻な影響を受けたコンセッション空港の経営基盤の安定に向けた抜本的な再建支援
- ②福岡空港の滑走路増設の早期完成
- ③北九州空港の滑走路3,000m化の整備促進、24時間利用可能な海上空港としての利点を活かした機能強化、ならびに周辺の物流拠点化推進
- ④九州佐賀国際空港の滑走路2,500m化の早期実現
- ⑤長崎空港の運用時間の延長等、利用者の利便性向上
- ⑥阿蘇くまもと空港へのJR豊肥線の延伸等交通アクセスの整備に向けた技術的・財政的支援、広域防災拠点としての機能強化
- ⑦大分空港への海上アクセスの整備と水平型宇宙港の実現に向けた支援

- ⑧鹿児島空港の運用時間の延長等、利用者の利便性向上
- ⑨那覇空港の新旅客ターミナルの移設整備及び2次交通等の整備
- ⑩沖縄県の地理的状況を踏まえた新規路線の開設促進
- ⑪C I Q機能の拡充強化と地方自治体への権限の委譲

(5) 主要港湾の整備（※詳細は別紙3参照） （国土交通省・財務省）

九州の各港湾が国際競争力を維持し、地域の産業・経済の活性化のためには、アジアの物流拠点としての大水深港湾、中核港湾の機能整備が必要不可欠である。九州地域の発展の基盤となる各港湾の機能整備を図られたい。

- ①国際拠点港湾・日本海側拠点港・博多港の整備促進
 - ア) アイランドシティ地区のコンテナターミナルの整備推進及び背後の臨海部物流拠点の整備等、国際物流拠点の形成
 - イ) 中央ふ頭の国際物流・人流機能の整備等、ターミナル機能の充実強化
- ②国際拠点港湾・日本海側拠点港・北九州港地区の整備促進
 - 関門航路の水深-14m化
- ③日本海側拠点港・長崎港の整備促進
 - 松ヶ枝国際観光船ふ頭の2バース化の早期完成
- ④九州内にある重要港湾の整備

(6) 大規模災害からの道路・鉄道等のインフラの早期復旧（※詳細は別紙1参照）

（国土交通省・財務省）

- ①令和2年7月豪雨により大きな被害を受けた国道219号（八代～人吉）及び幹線道路、生活道路の早期全線復旧を強力に支援いただきたい。
- ②令和2年7月豪雨により大きな被害を受けたJR肥薩線の早期全線復旧に向けた財政措置を講じていただきたい。

(7) 防災・減災への対策の推進 （国土交通省・財務省）

大規模自然災害が多発・激甚化する中、自然災害の多い九州においては、災害に強い社会づくりが重要であり、地域の防災・減災に不可欠な社会資本整備を推進されたい。さらに、大規模災害等に備え、防災・減災の観点を含む代替性・多重性の確保をはじめ、災害に強いインフラ整備を推進していただきたい。

- ・ 大分臨海部・宮崎沿岸部の地震・津波対策への早期完成に向けた支援強化
- ・ 早期の安否確認、被害状況把握を可能にするための強固な情報通信インフラの整備

2. 真に必要な社会資本整備の促進と修繕・補修による安全性確保

（国土交通省・財務省）

地方では少子高齢化・人口減少や過疎化等による財政的な制約が厳しさを増す中で、地域活性化や国際競争力強化を図り、持続可能な地域社会をつくるため、その基盤とな

るインフラの整備・有効活用が不可欠である。

- ・真に必要な社会資本整備（高規格幹線道路のミッシングリンクの解消、整備新幹線の早期完成、地域公共交通の維持・再生等）のさらなる促進を図られたい。また、老朽化の進む道路・橋梁、港湾施設等の産業インフラについて、緊急性の高い箇所を優先した修繕・補修による安全性確保と防災対策を推進されたい。
- ・地域の活力の維持・増進の観点も踏まえ、災害や緊急時への対応が可能な地場企業への受注機会の拡大ならびに原材料価格の上昇、人手不足に伴う人件費高騰等を踏まえた適正価格での発注について配慮されたい。

3. 地域活性化に資する法整備・開発構想等の推進

(1) 下関北九州道路の早期実現

(国土交通省)

関門トンネル及び関門橋は本州と九州を繋ぐ物流・人流の大動脈で、災害等で遮断された場合の経済損失額が年間約14兆円とされる等、極めて重要な道路である。また、供用開始から長期間が経過し、老朽化による補修工事で通行止めが頻繁に行われている。したがって、関門地域の円滑な交通に資する新たな広域ネットワーク機能や災害時におけるリダンダンシーを確保できる下関北九州道路は必要不可欠である。

- ・関門地域の一体的発展と九州と本州を結ぶ広域道路ネットワークの要としての役割を担う下関北九州道路の調査検討についてスピード感を持って推進されるとともに早期実現を図られたい。

(2) 韶灘地区のエネルギー産業拠点化の早期実現

(国土交通省)

韶灘地区におけるエネルギー産業の総合拠点形成を早期に実現するため、洋上風力発電の導入拡大に資する制度整備ならびに洋上風力発電関連産業の総合拠点形成に必要な施設の整備に関する支援をお願いしたい。

(3) 島原・天草・長島架橋構想及び九州西岸軸構想の早期実現

(国土交通省)

島原・天草・長島架橋は、九州縦貫・九州横断・東九州・西九州各自動車道等九州の外周を大きく一周する高速交通体系であるとともに有明海・八代海沿岸地域を環状に結ぶ広域的交通網を形成するもので、九州西岸軸構想の中核をなすものである。

また、九州新幹線、空港、港湾等と一体となった国際的な交流基盤を形成するほか、大規模災害時における緊急避難路や復旧・復興支援物資等を輸送する「命の道」としての機能も有する等、災害に強い多軸型国土の形成や九州の一体的な浮揚を図るために必要不可欠なプロジェクトである。特に、平成28年熊本地震で、九州縦貫自動車道をはじめとする、九州内の交通ネットワークが寸断されたことを受け、リダンダンシーの役割を果たす新たな縦軸としての本架橋構想の重要性が再認識されている。

九州西岸軸構想は、長崎県、熊本県、鹿児島県の県境を超えた相互交流・連携を促進し、農林水産業の供給基地、交流・物流拠点、広域観光ルートの形成等地域の一体的な活性化を図るものである。国土形成計画及び九州圏広域地方計画にもとづき、島原・天草・

長島架橋構想及び九州西岸軸構想の早期実現を図られたい。

- ① 島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査の再開
- ② 島原道路の整備促進及び島原天草長島連絡道路の具体化に向けた検討の実施
- ③ 必要な道路整備のための予算確保

(4) 太平洋新国土軸構想及び豊予海峡ルートの実現

(国土交通省)

豊予海峡ルートは、多軸型国土の一翼を担う太平洋新国土軸の形成に不可欠な海峡横断プロジェクトであり、災害時におけるリダンダンシーの確保の面からも極めて重要である。さらに、自立的な広域国際交流圏の形成とともに、西瀬戸地域全体の広域経済文化圏の構築に大きく寄与するものである。

- ・太平洋新国土軸構想を形成する豊予海峡ルートの実現に繋がる技術開発や調査研究を積極的に推進されたい。

(5) 地域連携軸「東九州軸」の振興

(国土交通省)

「東九州軸」は下関北九州道路や豊予海峡道路により中国・四国地域との連結的機能も有し、かつ太平洋新国土軸や西日本国土軸等の受け皿としても重要な位置づけにある。「東九州軸」の振興のため、以下の事項を推進されたい。

- ① 「東九州軸」形成の基盤となる高速交通体系としての東九州自動車道の早期整備ならびに4車線化の推進、九州中央自動車道及び両道へのアクセス道路の整備促進
- ② 東九州地域の工業・観光等の産業振興、活性化の推進
- ③ 日豊本線の高速化及び新型車両導入の促進
- ④ 「東九州新幹線」構想実現のため、基本計画路線から整備計画路線への格上げと必要な財源の確保

(6) 国内唯一のホーバークラフト発着地となる大分港西大分地区の賑わい創出

(国土交通省)

国内唯一のホーバークラフト発着地となる大分港西大分地区におけるベイサイドエリア一帯の活性化及び、地域経済の発展や広域観光の振興に大きな効果をもたらすための環境整備や賑わい創出について、以下の事項を推進されたい。

- ① 発着場が交通の新拠点施設となるよう、バス路線などの二次交通の充実
- ② 当地区内の公園やフェリー乗り場、J R駅などとの連続性、回遊性を高めるため、大分港港湾計画に定める西大分地区の埋め立て及び臨港道路の早期整備

以上